



平成 30 年 12 月 27 日
消 費 者 厅

「消費税率引上げに伴う公共料金等の改定について」（平成 25 年 8 月 1 日物価担当官会議申合せ）の改正について

本日開催された物価担当官会議において、別添のとおり了承されましたので、お知らせいたします。

※今回の改正は、来年 10 月に予定されている消費税率引上げに際して、税率引上げ前後における駆け込み需要・反動減の抑制を図ることが政府全体の検討課題となっていることなどを踏まえて、申合せを行ったものです。

【本件問合せ先】

消費者庁消費者調査課

野原、渡邊 03-3507-9179

消費税率引上げに伴う公共料金等の改定について

平成 25 年 8 月 1 日
物価担当官会議申合せ
一部改正 平成 30 年 12 月 27 日

2019 年 10 月に予定されている消費税率（地方消費税率を含む。以下同じ。）引上げに伴う公共料金等の改定については、下記のとおり取り扱うものとする。

記

1. 消費税率の引上げに伴い、公共料金等の改定申請がなされる場合には、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処する。その際には、公共料金等が物価及び国民生活に大きな影響を及ぼすことに鑑み、厳正に取り扱う。
2. 消費税率引上げに伴う税負担の転嫁と併せて、税負担以外の費用の変化等による公共料金等の改定申請がなされる場合には、個別案件ごとに厳正に対処する。その際には、公共料金等の特性に応じ、可能な場合には、事業全体又は料金体系全体として、税負担の転嫁に係る改定分と、それ以外の要因による改定分とを区別して公表する等、利用者等の十分な理解が得られるように努める。
3. 端数処理は、合理的かつ明確な方法により行う。また、事業全体又は料金体系全体で消費税率引上げに伴う税負担の適正な転嫁を行うことを前提として、個別の公共料金等の改定率に差を設けようとするときは、利用者負担の公平及び原価主義の観点から、合理的な限度を超えない範囲で調整する。
4. 消費税率の引上げに伴う公共料金等の改定については、消費税率引上げの適用日以降に行うことを基本とするが、消費税率引上げによる各事業分野における需要変動の平準化を図るために必要と認められる場合には、合理的な範囲内において、これを前倒しして行うことも妨げない。
5. 消費税率引上げに伴う税負担の転嫁のための公共料金等の改定申請に係る手続については、通常必要となる申請書類・審査基準について、適切な情報を広く一般に提供するよう努めつつ、その運用をできる限り簡素化するなど、事業者の負担軽減を図る。

なお、公共料金等の適正性の確保に向けた課題の検討については、別途、消費者基本計画に基づき、引き続き検討していくこととする。

(参考) 新旧対照表

改正後	現行
<p>消費税率引上げに伴う公共料金等の改定について</p> <p>平成 25 年 8 月 1 日 物価担当官会議申合せ</p> <p>一部改正 平成 30 年 12 月 27 日</p> <p>2019 年 10 月に予定されている消費税率（地方消費税率を含む。以下同じ。）引上げに伴う公共料金等の改定については、下記のとおり取り扱うものとする。</p> <p>記</p> <p>1. 消費税率の引上げに伴い、公共料金等の改定申請がなされる場合には、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処する。その際には、公共料金等が物価及び国民生活に大きな影響を及ぼすことに鑑み、厳正に取り扱う。</p> <p>2. 消費税率引上げに伴う税負担の転嫁と併せて、税負担以外の費用の変化等による公共料金等の改定申請がなされる場合には、個別案件ごとに厳正に対処する。その際には、公共料金等の特性に応じ、可能な場合には、事業全体又は料金体系全体として、税負担の転嫁に係る改定分と、それ以外の要因による改定分とを区別して公表する等、利用者等の十分な理解が得られるように努める。</p>	<p>消費税率引上げに伴う公共料金等の改定について</p> <p>平成 25 年 8 月 1 日 物価担当官会議申合せ</p> <p>平成 26 年 4 月及び平成 27 年 10 月に予定されている消費税率（地方消費税率を含む。以下同じ。）引上げに伴う公共料金等の改定については、<u>今般の消費税率引上げが段階的に実施されることにも配慮しつつ</u>、下記のとおり取り扱うものとする。</p> <p>記</p> <p>1. 消費税率の引上げに伴い、公共料金等の改定申請がなされる場合には、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処する。その際には、公共料金等が物価及び国民生活に大きな影響を及ぼすことに鑑み、厳正に取り扱う。</p> <p>2. 消費税率引上げに伴う税負担の転嫁と併せて、税負担以外の費用の変化等による公共料金等の改定申請がなされる場合には、個別案件ごとに厳正に対処する。その際には、公共料金等の特性に応じ、可能な場合には、事業全体又は料金体系全体として、税負担の転嫁に係る改定分と、それ以外の要因による改定分とを区別して公表する等、利用者等の十分な理解が得られるように努める。</p>

3. 端数処理は、合理的かつ明確な方法により行う。また、事業全体又は料金体系全体で消費税率引上げに伴う税負担の適正な転嫁を行うことを前提として、個別の公共料金等の改定率に差を設けようとするときは、利用者負担の公平及び原価主義の観点から、合理的な限度を超えない範囲で調整する。

4. 消費税率の引上げに伴う公共料金等の改定については、消費税率引上げの適用日以降に行うことと基本とするが、消費税率引上げによる各事業分野における需要変動の平準化を図るために必要と認められる場合には、合理的な範囲内において、これを前倒しして行うことも妨げない。

5. 消費税率引上げに伴う税負担の転嫁のための公共料金等の改定申請に係る手続については、通常必要となる申請書類・審査基準について、適切な情報を広く一般に提供するよう努めつつ、その運用をできる限り簡素化するなど、事業者の負担軽減を図る。

なお、公共料金等の適正性の確保に向けた課題の検討^(※)については、別途、消費者基本計画に基づき、引き続き検討していくこととする。

(※) 消費者基本計画の記載の変更に伴う修正。

3. 端数処理は、合理的かつ明確な方法により行う。また、事業全体又は料金体系全体で消費税率引上げに伴う税負担の適正な転嫁を行うことを前提として、個別の公共料金等の改定率に差を設けようとするときは、利用者負担の公平及び原価主義の観点から、合理的な限度を超えない範囲で調整する。

4. 消費税率の引上げを前提とした公共料金等の改定を、消費税率引上げの適用日前に実施することは認めない。

5. 消費税率引上げに伴う税負担の転嫁のための公共料金等の改定申請に係る手続については、通常必要となる申請書類・審査基準について、適切な情報を広く一般に提供するよう努めつつ、その運用をできる限り簡素化するなど、事業者の負担軽減を図る。

なお、公共料金等の妥当性の継続的な検証等の課題については、別途、消費者基本計画に基づき、引き続き検討していくこととする。